

幼・小・中・高 年 氏 名

静岡視覚特別支援学校長

新型コロナウイルス・インフルエンザによる出席停止について（お願い）

学校保健安全法施行規則第19条第2項により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』、インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。

そこで、下記の「新型コロナウイルス、インフルエンザ経過観察表」に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名等を記入し、学校へ提出してください。

<新型コロナウイルス感染症>

発症した日を「0日」とし、そこから「5日間（計6日間）」は登校できません。

『症状軽快』とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、『症状が軽快した日を0日』として1日を経過する必要があります。

※無症状者—『検体を採取した日を「0日」とし、そこから「5日間（計6日間）」は登校できません。

<インフルエンザ>

発症した日を「0日」とし、そこから「5日間（計6日間）」は登校できません。かつ、朝から夜まで平熱で過ごせた日を「解熱0日目」とし、平熱で過ごせた日を2日間（幼児にあっては3日間）経過しないと登校できません。

（保護者記入）新型コロナウイルス・インフルエンザ経過観察表

- ・体温は、午前と午後の「一日2回」測定してください。
- ・出席停止期間中、気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

医療機関診断日 令和 年 月 日

医師からの注意事項 【 】

発症日から		測定時刻 : 体温		測定時刻 : 体温		症状軽快日 に○
0日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
1日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
2日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
3日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
4日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
5日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
6日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
7日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
8日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
9日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	
10日目	月 日	時 分	°C	時 分	°C	

学校長 様

幼・小・中・高 年 氏名

上記のとおり発症から必要期間を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者・保証人氏名